平成２３年（フ）第９２号
佐賀県唐津市養母田517番地33
債務者　高添　　泰
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第２７６号
松江市東津田町747番地３　サンテラス103号
債務者　古山　寿幸
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３１号
東京都江戸川区南葛西４丁目６―26　メゾンパークサイドＮＯ１―301
債務者　上地由美子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７号
東京都港区白金１丁目10―12―202
債務者　保科　悦子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９号
千葉県松戸市稔台８丁目１―７　コーポラスクレストＥ棟207
債務者　木曽　雅美
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５号
東京都板橋区弥生町22―３―202
債務者　鈴木　幸恵
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４号
東京都江東区大島３丁目29―３　コーポ瀬谷２階
債務者　根路銘国彦
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６９号
東京都多摩市豊ヶ丘６丁目３―１―603
債務者　池内　千秋
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７９号
神奈川県川崎市麻生区白鳥２丁目２―17―413
債務者　池田　　幸
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８１号
東京都練馬区中村北４丁目20―11―202
債務者　菅原　文子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８２号
東京都北区志茂３丁目８―10―301
債務者　岡田　　渉
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８４号
東京都三鷹市下連雀８丁目９―17―205
債務者　塩谷　　茜
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８５号
東京都板橋区大山町50―１―303
債務者　亀谷　　亨
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８７号
東京都世田谷区新町２丁目１―12　ミカエル・21　902
債務者　君成田隆志
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９３号
東京都品川区二葉１丁目17―18―102
債務者　丹生谷黎子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２００号
東京都調布市国領町１丁目40―６―601
債務者　長谷川みゆき
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部